

第25回期

第35回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和8年5月19日(火) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員8人・推進委員9人)

会 長	10番	白川	清一
委 員	1番	兼子	泰彦
同	2番	高坂	和幸
同	3番	須藤	孝夫
同	5番	富永	勉
同	6番	鈴木	啓
同	7番	須藤	一二
会長職務代理者	9番	酒井	秀忠
推 進 委 員	(中根松)	会田	信二
同	(大草)	斎藤	良文
同	(小貫・太田輪)	薄井	常義
同	(里白石・福貴作)	須藤	寿行
同	(里白石・福貴作)	鈴木	政吉
同	(山白石)	我妻	伸司
同	(山白石)	岡田	勇弥
同	(浅川・滝輪)	緑川	孝雄
同	(東大畑・畑田)	小室	一男

4 欠席委員(委員2人・推進委員1人)

委 員	4番	藤田	保幸
同	8番	小針	充則
推 進 委 員	(簗輪・袖山)	関根	盛夫

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 付議事項

(1) 議案第88号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

(2) 議案第89号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

2件

(3) 議案第90号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
2件

(4) 議案第91号 農業経営改善計画の認定に係る意見決定について
1件

6 農業委員会事務局職員
事務局長 関根 恵美子
主 査 生田目 麻貴

7 会議の概要

事務局長	一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。
会 長	ただいまから第35回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 本日も、お忙しいなかご参集頂き誠にありがとうございました。 田植えも終わり、ひと段落ついたころかなと思います。今年も五月ではありますが毎日暑い日が続いております。予報では木曜日あたりから気温がさがるような話もありますが、五月の熱中症という言葉もあるようです。水分補給をしっかりと取り暑さ対策をして農作業等に従事して頂ければと思います。 イラン情勢ですが、なかなか先が見えません。来月には原油のナフサ不足対策によるお菓子の商品のパッケージの色が無くなる話もあります。また色々なものが値上がりするようで困ったものだと思っております。 さて、本日の議案ですが、第88号から第91号、件数として6件となっておりまたその他の項目でも審議内容1件があり盛り沢山でございます。 本日も皆様の慎重審議をよろしく願いしまして、挨拶とします。 以上です。
会 長	本日の出席委員は10名中8名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第35回浅川町農業委員会総会は成立しました。 なお、推進委員の出席は10名中9名です。
会 長	議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、5番、富永勉委員、6番、鈴木啓委員を指名いたし

事務局長	ます。 次に、議事日程第２の会議書記の指名を行います。 書記には事務局職員の生田目主査を指名いたします。 それでは、議事日程第３、議案第８８号、農地法第３条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 （議案第８８号朗読）
会 長	議案第８８号について、簗輪・袖山地区担当の推進委員が欠席のため、農業委員 兼子泰彦委員より調査結果報告及び意見を求めます。
兼子委員	簗輪・袖山地区担当の農業委員 兼子です。 議案第８８号、農地法第３条について、担当の関根推進委員が欠席のため、代理で調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****さん。譲受人、****、****さん。以下記載のとおりです。 ５月１５日 金曜日 午前８時より、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 譲渡人は現在老人ホームに入所しており、代理人の親族も高齢で耕作ができないとのことでした。 今後を見据え、耕作できる人に農地を任せたいという思いがあり、今回の申請に至ったとのことでした。 譲受人は簗輪地区で水稻を中心に栽培しており、地域住民の信頼も厚い方です。 以上のことから、農地法第３条第２項の１号から６号まで何ら問題なく、許可相当であるとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 今回の申請は、農業経営規模拡大のための売買ということで申請がありました。 譲受人は、****地区にて水稻・野菜をあわせて２．８ヘクタールほど栽培されています。 農地の取得後は、地域農業活動の取り決めを守り、農地の利用調整に協力し、農薬の使用方法については地域の防除基準に従いながら水稻の栽培を行うとのことでした。 以上のことから、農地法第３条第２項各号について該当するものがなく、問題ないものと思われます。以上です。
会 長	地区担当委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許し

事務局長	ます。 議案第 8 8 号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 8 8 号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 8 8 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に対する意見決定については許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 8 9 号①、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。 （議案第 8 9 号①朗読）
会 長	議案第 8 9 号①について、山白石地区推進委員 我妻伸司委員より調査報告及び意見を求めます。
我妻委員	山白石地区担当の推進委員 我妻です。 議案第 8 9 号、農地法第 4 条①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 申請人、****、****さん。以下記載のとおりです。 5 月 9 日 土曜日 午前 7 時より、地区副担当の須藤委員、岡田推進委員、及び申請人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 申請の事由は、自家用及び来客用駐車場とするためです。 申請人は、以前から来客時の駐車スペースがない問題を抱えておりましたが、自宅に隣接する町道の拡幅工事により自宅敷地の一部が公衆用道路として町に収用されたことにより、自家用車の駐車スペースも減少してしまったことから、十分なスペースを確保するために今回の申請に至ったとのことです。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長 事務局長	事務局より補足説明をお願いします。 補足説明いたします。 まず、立地基準については第 1 種農地、第 3 種農地のどの条件にも当

会 長	てはまらないことから、第２種農地に分類しました。 転用目的は、自家用及び来客用駐車場とするためです。 自宅から近いこと、公道に面しており出入りが容易であること、車両６台程度の駐車面積及び回転スペースを確保できること等の条件を満たす土地がほかになかったため、転用はやむを得ないものと思われま す。 次に、一般基準の各項目についてですが、 １．転用に必要な資力、信用については、残高証明書が添付されており、支出額が預金残高を超えないため問題ありません。 ２．転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は申請人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 ３．許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和８年８月３１日までとされており該当しません。 ４．行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく問題ありません。 ５．法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 ６．申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はありません。 ７．事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 ８．申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、駐車場を建設することが目的ですので該当しません。 ９．転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、北側は宅地で高さがあり、東・南側は町道で区画され、西側にある池沼とは土手で区画されるため土砂等の流出はありません。 雨水は自然浸透し、生活雑排水はないため農業用排水施設への影響はありません。 集落内に位置し、農地集の分断はないため周辺農業施設への影響はありません。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第８９号①について、質疑ございませんか。
------------	--

	(「異議なし」の声) 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 89 号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第 89 号①、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 89 号②、農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第 89 号②朗読)
会 長	議案第 89 号②について、山白石地区推進委員 岡田勇弥委員より調査報告及び意見を求めます。
岡田委員	山白石地区担当の推進委員岡田です。 議案第 89 号、農地法第 4 条②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 申請人、****、****さん。以下記載のとおりです。 5 月 10 日 日曜日 午前 7 時 30 分より、地区副担当の須藤委員、我妻委員、及び申請人立ち会いのもと現地にて調査をして参りました。 申請の事由は申請地の隣の住宅敷地の一部が申請地に一部越境していたため、違反転用状態となっていたものを解消するためです。 申請人は、平成**年に、申請地に隣接する****番地を農地転用し住宅を建築しましたが、現在申請地に子の住宅を建築する予定のため測量調査を実施した結果、自宅敷地の一部が申請地に越境しており、違反転用の状態であることが発覚しました。今後も自宅敷地として使用していくため、違反状態を解消するために今回の申請に至ったそうです。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。本件は顛末案件となります。 もともとは申請地に、申請人の子の新しい住宅を建設する目的で測量調査を実施したところ、申請地に隣接する宅地の一部が越境しているこ

会 長	とが判明しました。＊＊年間通路及び U 字溝として使用しているため取り壊すことができず、存続させる必要があるため、違反状態を解消すべく本申請に至ったとのこと。 申請書には顛末書が添付され、今後は農地法及び各種法令を遵守することが明記されています。 立地基準については第 1 種農地、第 3 種農地のどの条件にも当てはまらないことから、第 2 種農地に分類しました。 次に、一般基準の各項目についてですが、 1. 転用に必要な資力、信用については、顛末案件であり事業が完了しているため問題ありません。 2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は申請人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、すでに完了しており該当しません。 4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、免許、許可、認可等を要するものがなく問題ありません。 5. 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。 6. 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、すでに住宅敷地と一体利用されており問題ありません。 7. 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 8. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のものの以外は許可しないことになっておりますが、通路等として利用されており該当しません。 9. 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、コンクリートタタキ及び U 字溝のため土砂流出の恐れはありません。 傾斜を利用し既存側溝に排水され、生活雑排水は発生しないため農業用排水施設への影響はありません。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第 89 号②について、質疑ございませんか。 (「異議なし」の声)
------------	--

	質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第89号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (挙手全員) 全員賛成ですので、議案第89号②、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第90号①、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第90号①朗読)
会 長	議案第90号①について、東大畑・畑田地区推進委員 小室一男委員より調査報告及び意見を求めます。
小室委員	東大畑・畑田地区担当の推進委員小室です。 議案第90号、農地法第5条①についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****さん。譲受人、****、****さん。以下記載のとおりです。5月15日 金曜日 17時30分より、地区副担当の白川委員、譲渡人、譲受人立ち会いのもと現地にて調査をしてまいりました。申請の事由は、一般住宅敷地とするためです。今回の内容は家族間贈与であり、上下水道や敷地内の排水についても問題なく計画されております。 調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。以上です。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。 まず、立地基準については上、下水管またはガス管のうち2種類以上が埋設されている道路沿いで、かつ500メートル以内に医療施設等の公益的施設が2つ以上あることから、第3種農地である公益施設便益地域内農地と判断しました。 転用目的は、一般住宅用敷地とするためです。 事業に必要な面積、立地条件、価格等を勘案したうえで、譲渡人である父親からの贈与で取得することができるため、申請地が選定されました。

会 長	次に、一般基準の各項目についてですが、 １．転用に必要な資力、信用については、ローン借入申し込みの保証審査結果の写しが添付されており、支出額が借入額を超えないため問題ありません。 ２．転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 ３．許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和９年５月３１日までとされており該当しません。 ４．行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、道路法の許可について浅川町役場建設水道課と協議済みであり、問題ありません。 ５．法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、上水道の引き込み、下水道への排水について浅川町役場建設水道課と協議済みであり、問題ありません。 ６．申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はありません。 ７．事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 ８．申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のものの以外は許可しないことになっておりますが、住宅を建設することが目的ですので該当しません。 ９．転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、整地後に転圧するため土砂等の流出はありません。 雨水は自然浸透し、生活雑排水は下水管へ接続し排水するため農業用排水施設への影響はありません。 農地の分断はなく、周辺農業施設への影響はありません。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第９０号①について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第９０号①について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。
------------	---

	(挙手全員) 全員賛成ですので、議案第 9 0 号①、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 9 0 号②、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読を求めます。
事務局長	(議案第 9 0 号②朗読)
会 長	議案第 9 0 号②について、里白石・福貴作・染地区推進委員 須藤寿行委員より調査報告及び意見を求めます。
須藤（寿）委員	里白石、福貴作、染地区担当の推進委員須藤です。 議案第 9 0 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する申請一覧の②についての調査結果の報告及び意見を申し上げます。 譲渡人、****、****氏、譲受人、****、****氏以下記載のとおりです。 5 月 1 5 日午後 3 時 0 0 分より地区副担当の鈴木政吉委員、富永勉委員、鈴木啓委員、及び譲渡人、譲受人の代理人である行政書士立会いのもと現地にて調査をしてまいりました。 譲渡人の田であります、田に必要な水源がないこと、しかしながら水が入るとぬかるんで耕作が容易ではないことのことでありました。その田を耕作してくれる借り手もないことで、ここ 1 0 年程度は未耕作となっておりましたが、譲受人から営業に来られたことから所有権移転を決めたということです。譲渡人は当該地を除いて 9 0 アールの田を耕作しております。譲受人は全国的に太陽光発電設備を設置している会社で、メンテナンスは郡山市の支店の事業所が行うということです。年に 2 回は草刈りを行うということですが、維持管理についてはきちんと対応していただきたいということについて代理人を通じてお伝えしたところです。 申請地は太陽光発電機器を田面に直接設置することから、周辺農地に影響を及ぼすことも、土砂の流出等も発生しないことなどから調査事項であります一般基準の、申請目的実現性の確実性に関する項目及び周辺農地の営農条件への支障に関する項目、その他項目について該当する項目はなく、今回の転用については（１）から（１２）まで特に問題はないとみてきましたので、ご審議をお願いいたします。 以上であります。
会 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局長	補足説明いたします。

	まず、立地基準については第1種農地、第3種農地のどの条件にも当てはまらないことから、第2種農地に分類しました。 転用目的は、太陽光発電設備用敷地とするためです。 譲受人は、太陽光発電などの再生可能エネルギー事業を展開している会社であります。今回の事業の必要性についてですが、太陽光発電は長期にわたり安定した電力供給と収益確保が可能となる事業であり、経済性と社会性の双方の観点から事業を継続していくための申請となっております。効率良く太陽光発電するための日照条件、必要なパネル数を設置するための面積を要すること、施設の維持管理のため道路に隣接している必要があること等の理由により、他の候補地では事業を完了できないものと判断したため、転用はやむを得ないものと考えられます。 次に、一般基準の各項目についてですが、 1. 転用に必要な資力、信用については、資金証明書が添付されており、支出額が預金残高を超えないため問題ありません。 2. 転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。 3. 許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は令和9年3月30日までとされており該当しません。 4. 行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、該当するものがなく問題ありません。 5. 法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、すでに協議が済みしており、問題ありません。 6. 申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、併用地はありません。 7. 事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、事業計画から見て適当な面積であり該当しません。 8. 申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、太陽光発電設備を建設することが目的ですので該当しません。 9. 転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、また農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、整地後に転圧するため土砂等の流出はありません。 雨水は自然浸透し、生活雑排水は発生しないため農業用排水施設への影響はありません。 周辺は山林及び道路のため農地の分断はなく、また太陽光発電設備の高さは2.6メートル、境界からは2メートル以上離れているため日照
--	---

会 長	等で周辺農業施設への影響はありません。以上です。 事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第 9 0 号②について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第 9 0 号②について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第 9 0 号②、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定については、許可相当と意見決定いたします。 次に、議案第 9 1 号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定について上程いたします。 事務局より議案の朗読及び説明を求めます。
事務局長	（議案第 9 1 号朗読） 続けて説明いたします。 今回の案件は、農業経営改善計画書の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。 農業経営改善計画は、農業委員会の意見決定及び、町、JA、普及所などの関係機関で構成された審議会を経て認定されます。 また、計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。 皆様のお手元に計画書の写しを配布してありますので、1 枚目をご覧ください。 申請者は****さんです。作目は水稻の単一経営となっております。 ①の（２）に記載のとおり、5 年後の年間農業所得が 1 2 8 万円、年間労働時間は 6 0 0 時間を目標としております。 基本構想の水準には達していませんが、現在****さんは兼業農家であり、急に経営面積を増やすのは難しいということで、退職を見据えて段階的に経営規模を拡大していく意欲があるため、まずは 5 年後の目標を定めたところです。 栽培面積については、現状が 1 2 0 アール、5 年後の目標は 3 5 0 アールとなっております、借入地の増が主な内訳となっております。 続けて 2 枚目中段をご覧ください。③～⑥にありますとおり、目標達成のための措置も各項目記載がなされております。この措置を講ずることにより、定めた目標を到達する計画です。

	浅川町農業委員会として、****さんの経営改善計画は基本的な構想に沿ったものであると認められるか、認定に異議がないか審議をお願いいたします。以上です。
会 長	議案第91号について、里白石・福貴作・染地区推進委員 鈴木政吉委員より調査報告及び意見を求めます。
鈴木（政）委員	里白石・福貴作・染地区推進委員の鈴木です。ただいまの案件について意見を申し上げます。 事務局から説明があったとおり、今回認定を受けようとしております****さんは地区内でも農作業に長年従事している方です。 別紙の計画書のとおり経営改善の目標を設定し、農業経営の安定を目指すということで、今後は集落の農業にとっても受け手になってもらえるものと期待できるので、認定に対して問題ないものと考えます。以上です。
会 長	事務局の説明及び地区推進委員の報告が終わりましたので質疑を許します。 議案第91号について、質疑ございませんか。 （「異議なし」の声） 質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。 議案第91号について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。 （挙手全員） 全員賛成ですので、議案第91号、農業経営改善計画の認定に係る意見決定については、許可相当と意見決定いたします。
会 長	次に、その他に入ります。 （1）令和7年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	はじめに、先日、最適化計画を策定した際の、農家・農地等の概要につきましては、「総農家数」「農業経営体数」「基幹的農業従事者数」について、最終頁に文言の定義を記載しておきました。あとでご覧ください。 令和7年度最適化活動の点検・評価についてですが、毎月提出頂いている活動記録簿や農地利用状況調査の結果等より、令和7年度に行っていた最適化活動の実績をまとめたものになります。今回委員の皆さんに内容をご検討いただき、問題なければ農業会議及び県中農林事務所に提出し、了解を経たのちに町ホームページに掲載する予定です。

	最適化活動の実施状況ですが、裏面の中ほどの③新規集積面積の実績については、3条もしくは農地中間管理機構を通して担い手へ集積された面積が12.6ヘクタールとなっておりますが、目標には届かなかったという結果です。 また、次ページの上の方にある③の実績につきましては、既に遊休農地になっていたところを耕作し始めた面積ですが、3.7ヘクタールとなっており、****地区の田の遊休解消が大きく、目標を大きく上回る結果となりました。 続いて次ページ一番上の新規参入者の実績ですが、今年度、実績はありませんでした。 また、一番下の段の活動強化月間の実績ですが、8月に行った農地パトロール、その後の利用意向調査について、また地域計画の見直しにかかる座談会への参加を記載してあります。 最後のページの中ほど、新規参入相談会への参加ですが、昨年12月に郡山市ビッグパレットにて行われましたふくしま農業人フェアに、会長代理に参加いただき畜産関係の相談にご対応いただきました。 令和7年度の実施状況につきましては、目標に対して期待どおりの結果が得られたと評価しました。 また、3月の総会で内容をご検討いただいた令和8年度最適化活動の目標については、令和7年度の実績と数値が一致しているべき箇所がありますが、今回令和7年度の点検・評価を作成する過程で遊休農地面積や集積面積などの数値に変動があったため修正し、町ホームページで公表したものの差し替えを行う予定です。以上です。
会 長	事務局より説明がありましたが、少々お時間をとりますので、皆さん資料をご覧になっていただきたいと思います。 (資料に目を通す時間を少々とる) それでは、どうでしょうか。みなさんから令和7年度最適化活動の点検・評価についてご意見等ございますか。
須藤（寿）委員	2の（3）新規参入相談会への参加について、実績が5組6名となっておりますが、どのような組合せだったのか教えてください。
事務局長	令和7年12月に参加したふくしま農業人フェアの実績となりますが、浅川町のブースに来てくださった方が全部で5組おりました。そのうちの1組は親子2名でいらっしゃいましたので、このような内訳となっております。
富永委員	新規参入者については議会でも、地域おこし協力隊の方々の取り組みに大きな関心を寄せております。今後、農政課と地域おこし協力隊で連携をとっていく予定などが決まっていれば教えていただきたい。

事務局長	ただいまご質問がありました地域おこし協力隊につきましては、今年度も募集をかける予定であると企画商工課より伺っております。募集の段階で、農業・就農関係について前面に出していくのも一つの手段かと思っておりますので、企画商工課と連携していきたいと思っております。また、現在就任されている地域おこし協力隊の方々につきましても、町内農家さんの手伝いをしているという話も聞いておりますので、その方たちにも就農関係の仕事に参加していただけるとよいのかなと思っております。今年度はサツマイモ農家さんにご協力いただき、地域おこし協力隊主催で就農体験を実施すると聞いております。以上です。
会長	他に意見等がないようであれば、浅川町農業委員会及び各地区の最適化活動の点検・評価について、資料の通り決定することとしてよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それではそのように決定いたします。 その他、皆さんから何かございませんか。 なければ事務局より連絡事項お願いします。
事務局長	次回総会ですが、6月17日（水）午後1時30分より開催予定です。また、総会終了後に、第1回関係機関との連絡会議を予定しておりますので、引き続き出席していただくようお願いいたします。 4月分の活動記録簿を回収しますので、まだ提出されていない方は事務局まで提出願います。
会 長	それでは、以上を持ちまして第35回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。
事務局長	ご起立願います。礼。ご苦勞様でした。

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)